

尾鷲市国土強靱化地域計画(案)

令和3年3月

尾 鷲 市

目 次

第1章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 対象とする災害と被害想定	3
1 想定するリスクの考え方	3
2 地震により想定される被害	3
3 風水害により想定される被害	4
第3章 脆弱性評価	6
1 本市の強靱化の基本目標	6
2 地域の強靱化と地域活性化の取組との調和	6
3 本市の強靱化を進める上での留意事項	6
4 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	7
5 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	10
6 脆弱性評価の実施手順	10
第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の取組方針	11
1 リスクシナリオごとの強靱化施策の取組方針	11
第5章 計画の推進と不断の見直し	39
1 計画の推進体制	39
2 計画の進捗管理	39
3 計画の見直し	39
【附属資料】 脆弱性評価結果	40

第1章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 計画の策定趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を推進することとなった。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、総合的かつ計画的に計画を推進することとしている。

平成 30 年 12 月 14 日に閣議決定された国の国土強靱化基本計画（以下「国の基本計画」という。）では、その理念の中で、自然災害により甚大な被害を受けた際に、その都度、長期間にわたる復旧・復興を図るといった「事後対策」を繰り返してきた反省から、人命を守ることを最優先とし、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上といった発想を基に、総合的かつ継続的に強靱化に取り組んでいくことが重要であると示している。

このため、国の基本計画では、いかなる災害等が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を国土強靱化の基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することが求められている。また、国の基本計画において、国土強靱化の理念を踏まえた、国土強靱化を推進する上での基本的な方針が定められている。

三重県では、このような国の動きに合わせて、平成 27 年 7 月に三重県国土強靱化地域計画（以下、「県国土強靱化地域計画」という。）が策定された。

本市においても、南海トラフ地震による甚大な被害の発生が危惧される中、国の基本計画や県国土強靱化地域計画との調和を図りつつ、地域の強靱化を推進していく必要がある。そのため想定される災害による被害を踏まえながら、強靱化の基本目標や強靱化を進めるにあたり留意すべき事項等をはじめとした基本的な考え方や、それに対する現状と課題、そして推進すべき施策を明確にして、本市の強靱化の指針となる尾鷲市国土強靱化地域計画（以下「市国土強靱化地域計画」という。）を策定する。

2 計画の位置づけ

市国土強靱化地域計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものである。そのため、国の基本計画との調和や県国土強靱化地域計画との調和や連携を図っていく必要がある。また、市国土強靱化地域計画は本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるため、市政の基本方針である第 7 次尾鷲市総合計画との整合を図りつつ、災害対策基本法に基づく尾鷲市地域防災計画等、本市における様々な分野の計画の指針となるよう策定する。

市国土強靱化地域計画の対象区域は、本市全域を基本とし、本市が主体となり取組を進める事項を中心に扱っていくものとする。

3 計画期間

国の基本計画は計画期間を定めておらず、おおむね 5 年毎に内容を見直すとされている。

ガイドラインにおいても、計画期間が限定されず将来に渡り継続する普遍的計画であるとの考えが示されているが、一方で、地域の実情や災害の切迫性、総合計画等の他の計画の期間等を勘案して計画期間設定を検討するとされている。

市国土強靱化地域計画では、新たに発生する大規模自然災害や問題点等に対して適時対応施策を検討し、適宜見直しを行うため、計画期間や計画の見直し時期の設定は行わないものとする。

第2章 対象とする災害と被害想定

1 想定するリスクの考え方

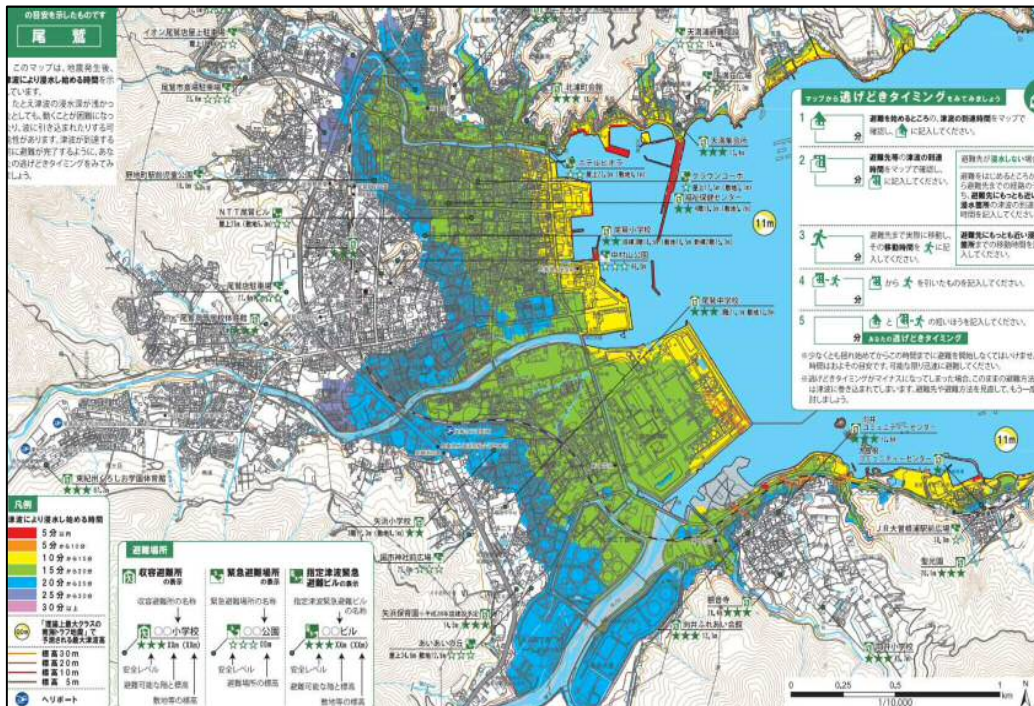
市国土強靱化地域計画で想定するリスクは、本市に被害が生じる大規模自然災害を基本として想定するもので、災害の規模等を限定するものではない。一方で、本市の強靱化の現状と課題を把握したうえで推進すべき施策を設定する上では、地震・水害などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考とした。

なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮する。

2 地震により想定される被害

太平洋に面し、沿岸部に変化に富むリアス式海岸・湾の形状を持つ本市は、海の恵み豊かな地である一方で、津波災害の危険性が非常に高い地域であり、近年発生リスクが高まっているとされる南海トラフ地震においては、約10mから理論上の最大値では17mにも及ぶ津波の到達が想定されている。

また、本市の公表する津波ハザードマップにおいては、津波の到達時間は10分～20分ほどと想定されており、尾鷲地区の半分程が被害を受けるとされている。

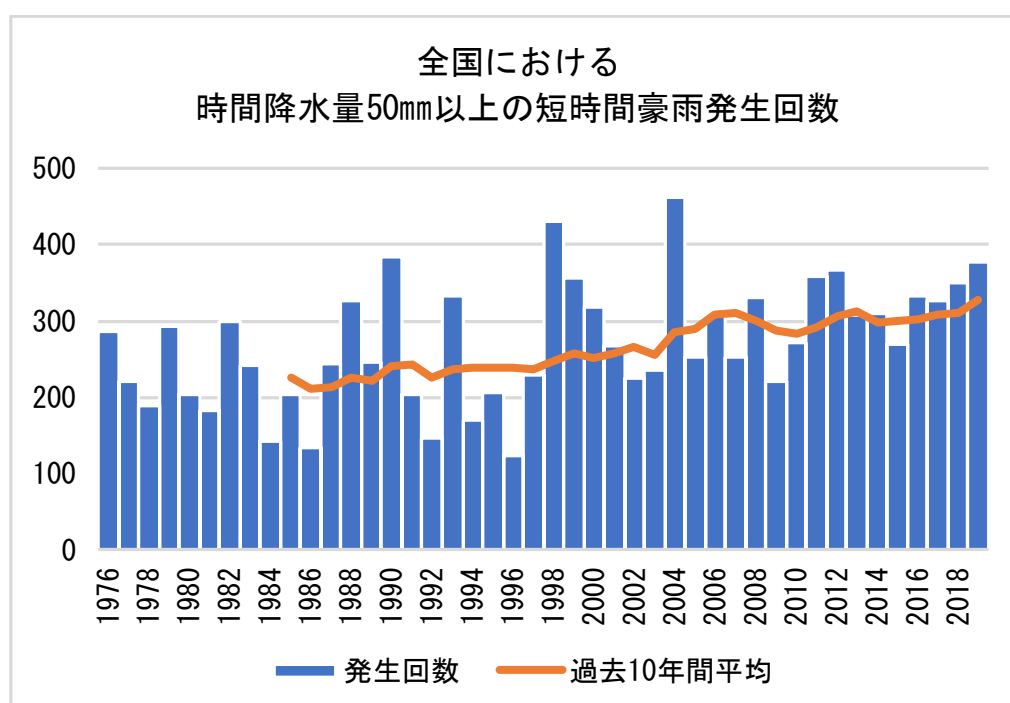


(出典：尾鷲市津波ハザードマップ)

3 風水害により想定される被害

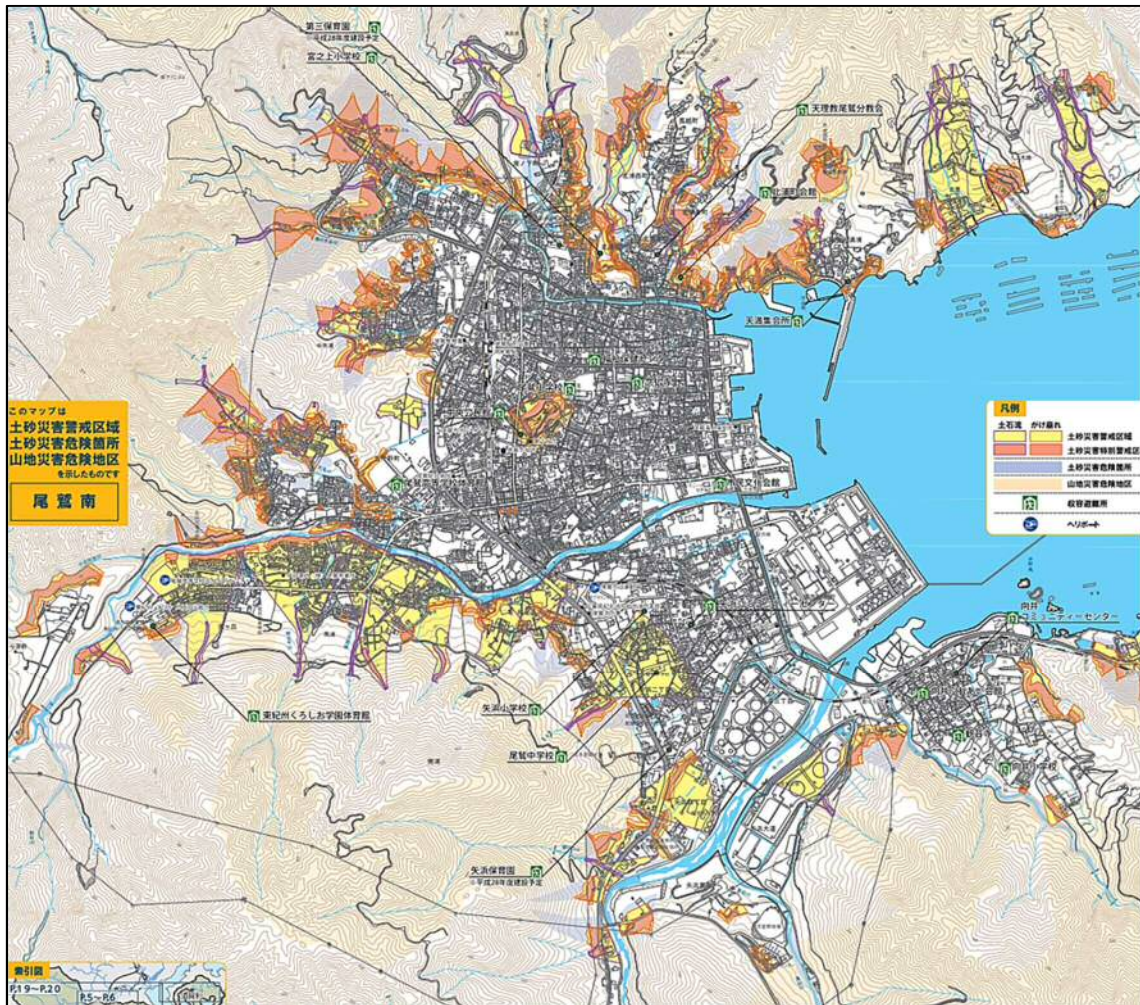
近年、全国的に短時間豪雨の発生回数が増加傾向にあり、雨の降り方は局地化、集中化してきている。地球の平均気温は19世紀末と比べ、現在、既に約1℃上昇しており、大気中の水蒸気量が増えることにより、今後、さらに強い降水が、頻繁に発生する可能性が非常に高いと予測されている。また、同時に、海面水温の上昇による台風の強大化により、最盛期に近い勢力の台風が上陸することも予測されている。こうした背景から、今後、風水害が頻発・激甚化することが懸念されている。

気象庁アメダスの観測データでは、1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨の年間における平均発生回数は、統計期間当初の10年間(1976～1985年)の約226回に比して、最近10年間(2010～2019年)では、約327回、約1.4倍の増加となっている。



(出典：気象庁「過去の気象データ」により作成)

風水害による被害としては、土砂災害の発生が考えられる。本市の土砂災害ハザードマップを見ると、人口が集約し、周囲を山々に囲まれた尾鷲地域の市街地周辺においても警戒区域及び特別警戒区域が市街地を囲むように設定されており、一度に大量の雨が降る地域である本市は、土砂災害発生の危険性が非常に大きくなっている。



(出典：尾鷲市土砂災害ハザードマップ)

第3章 脆弱性評価

1 本市の強靱化の基本目標

市国土強靱化地域計画においては、国の基本計画や県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とする。

1. 人命の保護が最大限に図られること
2. 本市及び社会の重要な機能を維持する
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
4. 迅速な復旧復興に資すること

2 地域の強靱化と地域活性化の取組との調和

地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促すものであり、それを進めることは地域の活性化に寄与するものである。すなわち、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な分野での取組を通じ、災害に強い地域づくりを行うことは、災害等から地域住民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守ることのみならず、国・自治体・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであり、中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

こうした観点から、地域の強靱化を進めることが、地域活性化に結びつくものであることを意識して、地域の強靱化と地域活性化が連携して取り組むべき方向性を見定めつつ、災害に強い地域づくりに向けた取組を進める。

3 本市の強靱化を進める上での留意事項

本市の強靱化の基本目標を実現するため、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえながら、特に以下の事項に留意し対策を進めていく。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

(ア)本市の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムを形成していく視点を持つ。

(イ)本市の強靱化に向けて、国、県、近隣市町、研究機関、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、常に相互の連携を意識してそれぞれの役割に取り組む体制を構築する。

(ウ)少子高齢社会にともなう人口構造の変化や、急激に進行する社会資本の老朽化に

対応する。

- (エ)平時から常に人と人とのつながりによる強靱な社会創生をしていくことを念頭に、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりによるそれぞれの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能向上と強化を促進する。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

- (ア)災害から得られた教訓を踏まえつつ、市の強靱化の推進に係る知識を正しく理解し、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。
- (イ)情報の徹底した提供・共有及び連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促しながら、PPP/PFI 等 を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めていく。また、それに対する投資を一層誘発するための仕組みを具体化する。さらに研究機関、民間事業者、経済団体、産業団体においては、シンクタンク機能や人材の確保と活用を図るとともに、そのために必要な行政の支援を進めていく。
- (ウ)想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフトとハードの対策を適切かつ効果的に組み合わせることで、総合的な取組を進めていく。
- (エ)施策の重点化や進捗管理（PDCA(Plan-Do-Check-Action) サイクル）を通じ、市国土強靱化地域計画に基づく施策の推進及び見直しを行う。また、同時に市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針等を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を進めていく。
- (オ)市国土強靱化地域計画の施策方針を踏まえた事業の検討については、個々の施設・設備やシステムの強靱化とあわせて、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮したうえで、取組を進めていく。
- (カ)非常時の防災・減災等の効果を発揮するだけにとどまらず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮し、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫していく。
- (キ)女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮した施策を講じていく。

4 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

基本目標を達成するとともに、本市を強靱化する意義を実現するにあたって必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、本市の強靱化の現状と課題を示す。

脆弱性評価にあたっては、国の基本計画で設定されている 8 つの「事前に備えるべき目標」と 45 の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)をもとに、本市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除等の修正を行い、40 の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設・避難路等の複合的大規模倒壊・崩落による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2 行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 通信網の遮断による情報伝達機能の停止
	4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害等発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による地元産業の生産力低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
	5-5 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 ゴミ処理施設、し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6 風評被害等による市内経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6 被害調査や罹災証明の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態
	8-7 事業継続、再開に必要な人的資源、資金の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

5 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

国の基本計画における施策分野の設定(12の個別施策分野及び5の横断的分野)を基に、項目の追加や統合、表現を修正し、5の個別施策分野及び3の横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
① 行政分野	① リスクコミュニケーション
② 住環境分野	② 耐震化・老朽化・長寿命化対策
③ 保健・医療・福祉分野	③ 官民連携
④ 産業分野	
⑤ 国土保全分野	

6 脆弱性評価の実施手順

国・県が実施した評価手法をはじめとして、国土強靱化地域計画策定ガイドライン、県国土強靱化地域計画、既に策定済みの三重県下他市町の国土強靱化地域計画等を参考にしながら、本市の脆弱性評価を行う。

また、具体的な施策の抽出にあたっては、「第6次尾鷲市総合計画」、「尾鷲市地域防災計画」、「尾鷲市都市マスタープラン」、「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「尾鷲市公共施設等総合管理計画」を参考に行う。

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の取組方針

1 リスクシナリオごとの強靱化施策の取組方針

基本目標を達成するとともに、本市を強靱化する意義を実現するにあたり必要な事項を明確にすることをねらいとし、実施されるべき施策の取組方針と優先的に取り組む個別具体的施策を示す。

第3章で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は以下のとおりである。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれについても複数の主体が連携して取組を行うことにより一層効果が発現することが期待される。これらについては、関係者間でデータを共有するほか、取組方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意しながら取組を進めていくこととする。

(1) 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設・避難路等の複合的大規模倒壊・崩落による死傷者の発生

(事前復興にも配慮した都市基盤整備の促進)

- 都市計画マスタープランに基づき、地域資源を活用するとともに、ユニバーサルデザインや南海トラフ地震などの事前復興にも配慮した都市基盤整備を進める。

(橋梁老朽化対策の推進)

- 道路・橋梁等の定期的な点検を実施するとともに、橋梁の耐震対策や長寿命化修繕計画に基づく老朽化対策について、順次進めていく。

(災害に強い都市施設づくりの推進)

- 市民の安全・安心のため「公共施設の耐震化に関する取組方針」に基づき、災害に強い都市施設づくりを進める。

(オープンスペースの確保)

- 宅地開発事業などで創出される公園・緑地、また過疎化により生じた空き地や廃校や休校となった小中学校の校庭なども活用しながら、憩いの場として身近なオープンスペースの確保に努め、災害時の避難場所としての利活用を図る。

（岸壁等港湾施設の整備）

- 重要港湾の指定を受けている尾鷲港は、岸壁等港湾施設の老朽化が進んでいることから、今後の南海トラフ地震に対応した耐震バースの整備とともに防災緑地の整備を急ぐ。

（避難行動計画の策定）

- 住民の防災対策への意識改革を促すとともに、災害時における避難行動計画の策定、要配慮者の支援体制を確立する。

（木造密集市街地における住宅の耐震化、補助）

- 地震に強いまちを形成するため、木造密集市街地の改善を図るとともに、市民の防災意識を啓発し、補助制度を活用しながら耐震診断・耐震改修を促進する。
- 第一次緊急輸送道路の避難路沿道建築物に対する耐震診断に掛かる費用の補助を実施する。また、一般の住宅については、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されるなど一定の要件を満たす木造住宅については、無料耐震診断や補強設計・補強工事に掛かる費用の補助を実施する。

（防災訓練の実施等）

- 地震・津波・土砂災害等を想定し、自主防災会、消防団、消防本部、警察署、防災関係機関等が参加する総合訓練を実施し、防災計画等を検証する。また、実施に当たっては、要配慮者、女性、事業所など多様な主体の参画促進に努める。
- 市災対本部の運営について職員の判断力の向上や行動計画の確認を行うため、地震・津波・土砂災害等を想定した図上訓練等を実施する。

1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
-----	-------------------

（公共施設の適切な維持管理・修繕・更新）

- 災害による倒壊・火災防止のため、公民館、図書館、小学校、中学校、子育て支援施設、保健・福祉施設、公営住宅、医療施設等は、適切な維持管理・修繕・更新を行う。

（休校の活用方法等の検討）

- 須賀利小、九鬼小、梶賀小、須賀利中、北輪内中は、休校となって長いことから、災害時の活用も含め、今後の活用方法、適切な維持管理あるいは取り壊しなどについて検討する。

（非構造部材等の耐震化）

- 屋内運動場や校舎等における天井材、外壁や内壁等の非構造部材等についても耐震化を図る。

1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
-----	-------------------------

（自主的な防災活動の推進）

- 「自助」「共助」を基本とした地域の防災力を高めるため、住民主導の避難行動など、自主的な防災活動の推進に取り組む。

（津波発生時の避難地と周知の徹底）

- 津波発生時の避難地として、中村山公園などとともに、矢浜小学校や尾鷲中学校などの学校施設等を位置づけ、該当地域の住民に避難地や津波避難ビルの周知の徹底を図る。

（海岸保全施設の整備）

- 海岸部では、浸食や高潮防止対策として、防潮堤防等の海岸保全施設の整備を促進する。

（津波避難ビルの指定等）

- 津波浸水予測図で浸水の可能性がある認められる地区で、高台等の避難場所がない地区について、ビル所有者との協定等による津波避難ビルの指定、津波避難施設の整備等を行う。

（避難誘導対策）

- 県の実施する避難誘導対策に沿って、市職員、消防団、住民による避難誘導対策を検討する。特に、津波による浸水が予想される地区では、地域の住民、自主防災会が主体となった避難となるよう指導、支援を行う。

（危険区域内の耐震基準を満たさない公共建築物の移転等）

- 津波浸水区域等の危険区域内にあり、かつ耐震基準を満たさない公共建築物について、耐震化のみでは十分な安全を確保できない場合は、危険区域外への移転、建替えを促進する。

（水門等の点検整備）

- 毎年定期的に、水門等の操作等に支障がないよう、点検整備を行う。

（災害対策施設の耐水性確保）

- 市庁舎、防災倉庫その他の災害対策施設について浸水の危険性や施設・設備の機能性を点検し、必要な防災対策に努める。

1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
-----	--------------------------------

（浸水被害の解消対策）

- 浸水機能や生態系にも配慮した総合的な治水対策とともに、二級河川北川、中川、矢ノ川などの河川改修、治水改修、治水事業、砂防事業などを促進し、浸水被害の解消を図る。

（一体的な排水計画の策定）

- 尾鷲地区の市街地や集落では内水被害による浸水履歴があるため、雨水排水対策と併せて一体的な排水計画の策定を進め、湛水防除事業などによる浸水地区の解消に努める。

（下水道の適切な維持管理・修繕・更新）

- 市が管理する下水道は、主として市街地における雨水の排水を目的として設置されたものであり、豪雨等による浸水被害の防止に寄与しているため、適切な維持管理、修繕、更新を行っていく。

（災害対策施設の耐水性確保）【再掲】

- 市庁舎、防災倉庫その他の災害対策施設について浸水の危険性や施設・設備の機能性を点検し、必要な防災対策に努める。

（水害の情報収集体制）

- 災害時の浸水等の災害情報や水防活動等の対策情報並びに河川管理者の水位情報等をリアルタイムに共有する体制の整備に努める。

（ソフト対策も併せた土砂災害防止対策）

- 土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命を守るため、従来から実施してきた施設整備などのハード対策だけでなく、市の警戒避難体制を支援するシステムの整備や、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策を併せて推進する。

（土砂災害未然防止対策に係る施策）

- 山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区といった山地災害危険地区について、土砂流出防止、土砂崩壊防止及び水源かん養等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、山地に起因する災害の未然防止のため、国、県等と連携して計画的に事業を実施する。

（土砂災害警戒避難体制の整備）

- 土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- 土砂災害ハザードマップの配布や標識板の設置等により、土砂災害危険箇所・区域の周知に努める。
- パトロールにより、異常現象の早期発見に努める。
- 危険地区ごとの危険雨量の設定に資する資料収集に努める。

（道路の土砂災害の防止）

- 管理道路について崩壊、落石等の危険箇所の防災対策を実施する。

（要配慮者の支援体制確立）

- 災害時における避難行動計画を策定し、要配慮者の支援体制を確立する。

（迅速で正確な防災情報伝達手段の確保）

- 防災行政無線等の適切な運用管理などにより、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保する。

（防災行政無線難聴地域の解消）

- 尾鷲市防災センターを拠点として、正確な情報を的確に把握し、防災情報が迅速かつ正確に広く住民に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域の解消を図るとともに、緊急地震速報等の伝達方法を促進する。

（避難経路などの周知）

- 指定した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路について、ハザードマップ等により周知する。また、避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識の設置等により周知を図る。

（２）大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
-----	-------------------------------

（広域防災拠点施設整備）

- 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する。

（オープンスペースの確保）【再掲】

- 宅地開発事業などで創出される公園・緑地、また過疎化により生じた空き地や廃校や休校となった小中学校の校庭なども活用しながら、憩いの場として身近なオープンスペースの確保に努め、災害時の避難場所としての利活用を図る。

（広域応援体制の強化、資機材の充実）

- 災害時などの緊急時の応急給水対策を進め、近隣市町との広域応援体制の強化や応急給水用資機材の充実を図る。

（地域防災拠点としての有効活用）

- 各地域に残っている公共施設については、各地域のまちづくりや地域防災の拠点（中心施設）などとして有効活用を図る。

（緊急輸送ネットワークの確保）

- 緊急輸送活動のために確保すべき道路・港湾・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について定め、それらが発災時にも機能するよう関係機関に整備を要請する。

- 災害時の緊急物資等の海上輸送を確保するため、耐震バースや防災緑地づくりと大型船舶を係留できる大型公共岸壁づくりの促進など、港湾機能の充実・強化を図る。

（市の備蓄体制の確立）

- 公的備蓄と流通在庫備蓄との特徴を考慮して、必要な備蓄品目、必要数量、実施主体を明確にした調達計画を策定して備蓄する。備蓄に当たっては、孤立することを考慮して各地区に分散して配備する体制を整えておく。

（事業者・団体等との協力体制の構築）

- 災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を推進する。また、救援物資等が大量に集積する場合を想定し、物資等の荷役・仕分け、搬送等に係る協力体制を構築しておく。

（市民等への備蓄の啓発）

- 市民に対して各家庭における発災後3日分以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄をするように啓発する。事業所に対しても、従業員及び来訪者等を含めた備蓄を啓発する。
- 自主防災会に対して、避難場所等に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する。

（応急給水・復旧のための体制整備）

- 応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

（緊急輸送手段の確保）

- 大規模地震が発生した場合、災害応急対策活動に多くの活動要員、救援物資、応急復旧用資機材等を輸送する必要があるため、これらの要員、物資等の輸送手段を確保しておく。
- 県トラック協会紀北支部をはじめとする運送事業者等との緊急輸送に係る協定の締結を図る等、運送事業者等との連携体制を構築しておく。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（広域防災拠点施設整備）【再掲】

- 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ道の尾鷲南防災基地等の拠点整

備について検討する。

（孤立する可能性のある地区の避難ルール作り）

- 孤立する可能性のある地区について、住民主導で避難マップを作成するなど、住民主導の避難ルール作りを支援する。

（孤立のおそれのある地区への航空輸送対策）

- 臨時ヘリポートを孤立のおそれのある各地区に指定するとともに、災害時に有効に利用できるよう関係機関や住民等への周知を図る。また、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

（孤立状態にある被災者への救援物資等の供給）

- 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する体制を整えておく。

2-3

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（防災人材の育成と活用）

- 地域における防災活動を牽引する防災リーダーや防災ボランティアなどの人材を育成する。
- 地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図るとともに、自主防災会リーダーに対し、災害ボランティアコーディネーター養成講座への参画を促すなど防災人材の活用を図る。

（応急手当講習の開催）

- 応急手当の方法等の講習を開催する。

（自主防災会への支援）

- 自主防災会が災害時に適切な活動に取り組めるよう、地域防災力向上補助金を交付するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。
- 自主防災会が中心となった避難訓練について、関係機関との調整等の支援を実施する。また、折りたたみ式リヤカーや率先避難者用グッズ等防災資機材の自主防災会への配備を推進する。
- 自主防災会間のネットワーク化を図るため、尾鷲市自主防災会連絡協議会が実施する

研修、訓練及び講演会等の開催を支援する。

- 新たに自主防災会の立上げの申請があった場合は、設立や補助金交付等の支援を行う。
また、町内会に加入していない市民等に対して、自主防災会への参加を呼びかける。

（消防組織の充実）

- 消防本部、県及び消防団と連携し、市民の消防団への参加・協力を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施する。
- 消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。
- 「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に沿って消防組織の整備充実を図る。また、減少傾向にある消防団員を補充・増強するため、消防団員確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充して資質の向上を図り、消防団の活性化を推進する。

（消防用施設等の整備充実）

- 消防施設は、災害発生時の救援・救急活動において重要な役割を果たす地域の防災拠点であるため、適切な維持管理・修繕・更新を行う。
- 消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。
- 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

（救助・救急機能の強化）

- 災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（医療・救護における優先供給の確保）

- 尾鷲総合病院の施設の耐震化を計画的に進めるとともに、水や燃料の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取り組みを進める。

（広域防災拠点施設整備）【再掲】

- 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する。

（備蓄及び資機材の整備）

- 各企業・事業所は、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

（帰宅困難者への対応）

- 旅館・ホテルや飲食店等の施設等を帰宅困難者の一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう宿泊事業者や尾鷲観光物産協会等と連携する。また、帰宅困難者に飲料水や道路情報等の提供場所や方法等を検討しておく。

（救急医療体制の堅持）

- 尾鷲総合病院において、関係機関との連携及び人材の育成や看護実習の受け入れ等を推進し、救急医療体制の堅持及び医師・看護師確保を進める。

（救護所設置候補地の事前指定）

- 尾鷲総合病院、紀北医師会等と協議して、災害時の救護所設置場所として、医療機関及び公共施設等を候補地として選定しておく。また、診療所をはじめとする民間医療機関の活用についても検討する。

（自主救護体制の確立）

- 医療救護班の編成・派遣について、尾鷲総合病院、紀北医師会等と協議し、自主救護体制の計画を定める。軽微な負傷者等に対しては、自主防災会等による応急救護に関する計画を定める。また、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める体制を整えておく。

(救急搬送体制)

- 災害時の救急搬送について消防機関等との連携体制を整えておく。

(医薬品等の確保体制)

- 救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

(医療に対する優先給水)

- 尾鷲総合病院、救護所設置場所等の重要施設に対して優先的に給水する体制を整えておく。

2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
-----	----------------------

(家畜伝染病の予防)

- 三重県獣医師会紀州支部と協力して家畜伝染病の発生予防措置及びまん延防止措置に備えるほか、農業関係団体に対して必要な技術の伝達、指導を行う。

(避難者の健康管理)

- 避難者のインフルエンザ等の感染症、エコノミークラス症候群等の予防及び健康状態の管理を行うため、避難所に救護所を設置し、医療救護班による巡回を行う体制を整えておく。
- 医療救護班については、紀北医師会、尾鷲歯科医師会、紀北薬剤師会等に要請して編成する体制を整えておく。

(防疫活動)

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に、疫学調査及び健康診断予防対策、感染拡大の防止、臨時予防接種の実施又は実施指示、消毒及びねずみ昆虫等の駆除等を実施する体制を整えておく。

(食品衛生活動)

- 災害時の飲料水の汚染、食料品の腐敗等による食品から健康被害の発生を防止するため、必要に応じ、県が実施する食品衛生対策に協力する体制を整えておく。

(3) 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

(防犯パトロール)

- 各関係機関との連携による防犯パトロールを行うとともに、市民による自主的な活動に対する支援を行う。

(防犯灯の整備)

- 市民ニーズに合わせた防犯灯の整備に努め、犯罪を未然に防止する環境を整備する。

(防犯委員の確保)

- 市民の防犯意識の高揚を図るため、啓発活動を行うとともに、防犯委員の確保に努める。

3-2 行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(災害に強い都市施設づくりの推進)【再掲】

- 市民の安全・安心のため「公共施設の耐震化に関する取組方針」に基づき、災害に強い都市施設づくりを進める。

(地域防災拠点としての有効活用)【再掲】

- 各地域に残っている公共施設については、各地域のまちづくりや地域防災の拠点（中心施設）などとして有効活用を図る。

(市職員における防災教育の徹底)

- 市職員が地震・津波に対する知識や災害対策要員としての的確な判断、行動ができるよう、職員研修などを利用して、防災教育の徹底を図るとともに、災害時の事務マニュアルを各担当で作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。
- 市災対本部の運営について職員の判断力の向上や行動計画の確認を行うため、地震・津波・土砂災害等を想定した図上訓練等を実施する。

(災害対策本部機能等の整備・充実)

- 三重県建築物耐震改修促進計画において防災拠点の指定を受けている本庁舎の耐震化

を急ぎ整備する。

- 災害対策本部として機能を確保するために、庁舎の施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話等の通信手段の確保に努める。
- 応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等、さらには、市職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の備蓄に努める。

（代替本部機能の確保）

- 本部が被災した場合の代替本部や、災害発生現場に近い地区のコミュニティセンター等を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

（職員参集体制の整備・充実）

- 勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

（応援協定団体の受援体制の整備）

- 協定先からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や受援計画等の策定を検討しておく。さらに、連携強化を図るための防災訓練に努める。

（４）大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1	通信網の遮断による情報伝達機能
-----	-----------------

（迅速で正確な防災情報伝達手段の確保）【再掲】

- 防災行政無線等の適切な運用管理などにより、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保する。

（防災行政無線難聴地域の解消）【再掲】

- 尾鷲市防災センターを拠点として、正確な情報を的確に把握し、防災情報が迅速かつ正確に広く住民に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域の解消を図るとともに、緊急地震速報等の伝達方法を促進する。

（非常時の電源確保等、通信運用の確保）

- 災害時の停電対策として非常用発電機やバッテリーを設置し、非常時の通信の運用確保を図る。

（通信設備の優先利用手続き）

- 通信設備の優先利用（災害対策基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について最寄りの N T T 西日本等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める。

4-2	災害情報が必要な者に伝達できない事態
-----	---------------------------

（迅速で正確な防災情報伝達手段の確保）【再掲】

- 防災行政無線等の適切な運用管理などにより、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保する。

（防災行政無線難聴地域の解消）【再掲】

- 尾鷲市防災センターを拠点として、正確な情報を的確に把握し、防災情報が迅速かつ正確に広く住民に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域の解消を図るとともに、緊急地震速報等の伝達方法を促進する。

（外国人支援）

- 外国人雇用企業、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認ができる体制を整えておく。また、県が設置する「みえ災害時多言語支援センター」による多言語での情報提供及び通訳の派遣、相談等の実施、その他の国際交流関係団体、N P O 等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

（５）大規模自然災害等発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断等による地元産業の生産力低下
-----	----------------------------------

（農林水産物の安定供給）

- 農産物の生産者は高齢化が進行していることから、後継者や担い手の育成・支援に取り組むことにより、道路等のライフラインが分断された際でも、安定した食料の供給が可能な生産基盤の整備を進める。

（農商工等連携によるブランド化や地域食材の流通）

- 農商工等連携によって「食」をはじめとする商品開発及び改良を行うなど、地域資源を生かしたブランド化や地域食材の流通、利活用の拡大に取り組むことで、独自の販路や固定客を確保し、売上への影響を最小限に抑える。

（農商工等連携や 6 次産業化の推進）

- 農商工等連携による 6 次産業化を推進し、独自の販路や固定客を確保することで、生産物の廃棄を削減すると共に、地元での消費量の増、売上への影響を最小限に抑える。

（企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検促進）

- 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める。

5-2

エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検促進）【再掲】

- 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める。

（ライフライン関係機関との連携強化）

- ライフライン関係機関との連携体制を整備し、相互連携の強化を図る。

5-3

重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（火災予防に向けた周知・啓発）

- 火災予防に向けた周知・啓発や、事業所等の適切な指導、消火訓練等を行う。

（産業系施設の維持管理・修繕・更新）

- 産業系施設は、地場産業である農林業や水産業を保全・啓発していくために必要な施設であるため、施設毎の現状を把握し、耐用年数等に加えて個別の整備計画を策定することにより、計画的に適切な規模で維持管理・修繕・更新を行う。

（自衛消防組織の充実強化）

- 市及び消防本部は、企業・事業所の自衛消防組織が行う防災訓練等の支援を行う。
- 災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める。
- 消防本部は、防火対象物の関係者に対し、防火管理者制度の徹底と結び付けて、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

（事業所施設の耐震化、二次災害防止対策の促進）

- 事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進める。

（防火管理者制度の徹底）

- 防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第8条第1項）について、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び予備、その他防火管理上必要な業務を行うよう指導する。

5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
-----	-------------------------

（市内幹線道路整備の推進）

- 高規格道路や国道42号と連携し、円滑な交通網と防災対策に資する市内幹線道路の整備を進める。

（主要な防災軸の位置づけ）

- 多様な交流軸のなかで、近畿自動車道紀勢線、熊野尾鷲道路及び国道42号、311号、425号などについては主要な防災軸としても位置付ける。

（市内幹線道路のネットワーク構築）

- 都市計画道路を含む幹線道路網については、広域幹線道路と尾鷲市域、尾鷲地区と周辺集落、JR尾鷲駅前広場のターミナル機能など本市の交通ネットワークのあり方を検

討する。

-
- 救援活動や緊急物資輸送のルート確保等を考慮して、近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路と連携した市内幹線道路のネットワークの構築に努める。

5-5	食料等の安定供給の停滞
-----	-------------

（農業従事者の後継者対策）

- 農産物の生産者は高齢化が進行していることから、後継者や担い手の育成・支援に取り組むことにより、安定した食料の供給が可能な生産基盤の整備を進める。

（市の備蓄体制の確立）【再掲】

- 公的備蓄と流通在庫備蓄との特徴を考慮して、必要な備蓄品目、必要数量、実施主体を明確にした調達計画を策定して備蓄する。備蓄に当たっては、孤立することを考慮して各地区に分散して配備する体制を整えておく。

（事業者・団体等との協力体制の構築）【再掲】

- 災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を推進する。また、救援物資等が大量に集積する場合を想定し、物資等の荷役・仕分け、搬送等に係る協力体制を構築しておく。

（市民等への備蓄の啓発）【再掲】

- 市民に対して各家庭における発災後3日分以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄をするように啓発する。事業所に対しても、従業員及び来訪者等を含めた備蓄を啓発する。
- 自主防災会に対して、避難場所等に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する。

（6）大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

（企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検促進）【再掲】

- 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める。

（燃料の確保）

- 災害応急対策活動に必要となる車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合に備え、県石油商業組合に加盟している販売所業者から確保する体制を構築しておく。また、炊き出し等に使用するプロパンガスの供給を、三重県紀北LPガス協議会に要請する体制も整えておく。

（ライフライン関係機関との連携強化）【再掲】

- ライフライン関係機関との連携体制を整備し、相互連携の強化を図る。

（水道供給施設や体制の整備）

- 地震などの大規模災害に備えた水道供給施設や体制の整備に努める。
- 水の安定供給、防災・漏水対策として水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、計画的な老朽管の布設替えを実施し、ポンプや電気機械など老朽化設備の計画的な更新を進める。

（各地区の実情に合わせた施設づくり）

- 個人設置型の合併処理浄化槽の設置の促進を図る。

（水道施設の耐震設計及び耐震施工）

- 水道施設の新設、拡張、改良等には、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。

（水道施設の点検整備）

- 水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。

（上水道施設における津波浸水対策の実施）

- 県の地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

6-3	ゴミ処理施設、し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止
-----	-----------------------------------

（災害廃棄物処理における協力・応援体制の整備）

- 災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、尾鷲ブロック幹事として県と必要な調整を行い、広域的な協力体制の確保に努める。
- 震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

（廃棄物処置施設の災害対策）

- 尾鷲市清掃工場と尾鷲市クリーンセンターについて、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から災害対策を実施する。また、被害が生じた場合に備えて必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

（仮設トイレの確保）

- 断水したことにより水洗トイレが使用できない場合は、トイレの利用人数等を総合的に判断し、仮設トイレを避難所に設置する。また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する体制を整えておく。

（し尿処理体制の整備）

- し尿の収集を可能な限り現有の体制で対応することとするが、必要に応じて浄化槽汚泥収集運搬業者に要請する体制を整えておく。処理については尾鷲市クリーンセンターで行えるようにしておく。

（生活ごみ等の処理）

- 被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷いておく。また、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する体制を整えておく。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

（市街地と集落間交通ネットワークの強化）

- 防災拠点のある尾鷲地区の市街地と各集落との交通ネットワークの強化を図る。

（街づくりを考慮した総合的な道路の形成）

- 市内の都市計画道路については、地域住民の理解と協力を得ながら、地域の活性化や都市防災、避難ルートなどの方針をふまえ、まちづくりを考慮した総合的な道路の形成を図る。

6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

（企業・事業所との災害対応協定の締結）

- 企業の社会貢献活動の1つとして、市や自主防災会等が企業・事業所と協働で災害対応を行うことができるよう避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

（避難所運営マニュアル作成の支援、適切な運営管理）

- 「尾鷲市避難所運営マニュアル～災害時の避難所運営の手引き～」を活用して、県の「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を参考に、自主防災会、学校等と連携して指定避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成できるよう支援する。
- 避難所の運営及び管理に当たっては、避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に避難所の管理体制、食料の配布、女性への配慮、生活環境の整備、健康管理、感染症対策、要配慮者への配慮、自宅での生活の継続、帰宅困難者、ペット同行避難、避難所外避難者対策に留意して、適切な管理を行う。

（避難所外避難者対策の推進）

- 車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営に

おける避難所外避難者対策を推進する。

- ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。

（福祉避難所の指定、協定の締結等）

- 要配慮者を収容するための福祉避難所を指定する。指定に当たっては、市の公共施設のほか、民間の施設も利用できるよう福祉事業者等との協定を締結する。
- 要配慮者に配慮したバリアフリー化や必要な資器材等の備蓄を推進する。
- 避難所に避難した要配慮者の生活支援のため、避難所内に専用スペースを指定するほか、障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、間仕切りなどの資機材を確保する。

（適切な機能を備えた施設の整備）

- 新たに建設する公共建築物については、避難所として利用することを考慮し、適切な機能を備えた施設を整備するよう努める。
- 既存の避難所についても同様に適切な機能を備えた施設を整備するよう努める。

（７）制御不能な二次災害を発生させない

7-1	市街地での大規模火災の発生
-----	---------------

（木造密集市街地における住宅の耐震化、補助）【再掲】

- 地震に強いまちを形成するため、木造密集市街地の改善を図るとともに、市民の防災意識を啓発し、補助制度を活用しながら耐震診断・耐震改修を促進する。
- 第一次緊急輸送道路の避難路沿道建築物に対する耐震診断に掛かる費用の補助を実施する。また、一般の住宅については、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されるなど一定の要件を満たす木造住宅については、無料耐震診断や補強設計・補強工事に掛かる費用の補助を実施する。

（木造密集市街地における災害時避難ルートや防災施設の整備）

- 木造密集市街地においては、沿道建物の耐震化を進めるとともに、災害時の避難ルートの確保に努める。
- 地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難場所、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するよう努める。

（住宅防火対策の推進）

- 消防本部は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱指導、住宅防火啓発活動等を推進する。

7-2	沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
-----	--------------------------------

（道路沿道建築物の耐震性確保）

- 地震発生時の円滑な避難、救急・消防活動の実施のため、重要な道路の沿道にある一定の建築物については、耐震診断を義務化し、対策を促進する。
- 病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として三重県建築物耐震改修促進計画で指定された道路沿道の特定建築物については、耐震性の確保を図るよう指導する。

（ブロック塀についての啓発）

- ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について啓発を行う。

7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
-----	--------------------------------

（各地区の実情に合わせた施設づくり）

- 個人設置型の合併処理浄化槽の設置の促進を図る。

（防災施設整備の促進）

- 市街地や集落では、消防水利施設の整備や浸水被害防止のためのポンプ施設等の防災施設の整備を促進する。

（消防用水の確保）

- 地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組合せによる水利の多元化を推進する。

（水防の応急復旧対策）

- 堤防等が決壊したときは、水防管理者、消防本部は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、排水等を行う体制を整えておく。また、施設管理者は、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行うための体制を整えておく。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

（危険物対策の実施）

- 危険物施設に対し、消防法に基づき危険物対策を実施する。

（危険物施設等の保全対策）

- 大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止するため、あらかじめ危険物施設等の保全に努めておく。

（海上の危険物対策）

- 地震時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置をとるとともに、危険物等の漏えいにより、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う体制を整えておく。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農地の保全と活用）

- 後継者や担い手の育成・支援に取り組むことにより、耕作放棄地の解消を進め、農地の保全と活用を図る。
- 法人の農業参入など、様々な形態の農業活動が展開されやすいよう、農地の利用促進に向けた取り組みを進める。

（農業用施設の計画的な有効活用）

- 既存の農業用施設の現状を把握し、耐用年数等に加えて個別の整備計画を策定することにより、計画的かつ有効性のある維持管理を進める。

（公益的機能の維持向上と災害に強い森づくり）

- 林道整備を実施し、山林所有者の施業意欲の向上を図ることで、森林の持つ公益的機能の維持向上を図る。
- 市民の森林への関心を高めることで森林保全へとつなげ、災害に強い森林づくりを進

める。

(林道などの基盤整備)

- 林道などの基盤整備をすることにより、森林施業にかかる経営経費の削減を図る。

7-6	風評被害等による市内経済等への甚大な影響
-----	----------------------

(農産物のブランド化推進など農業振興)

- 市民と共に地域の特色ある農産物のブランド化推進、「食」をテーマとしたPR活動による販路開拓や消費拡大、特産品開発及び農商工等連携など6次産業化の展開も視野に入れた農業振興に取り組むことで、独自の販路や固定客を確保し、売上への影響を最小限に抑える。

(8) 大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
-----	----------------------------------

(災害廃棄物の仮置き場候補地選定)

- 災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置き場候補地を選定しておく。

(廃棄物対策)

- 道路関係障害物の除去、河川関係障害物の除去、住宅関係障害物の除去を行い、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する体制を整えておく。

(災害廃棄物の処理)

- 災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「災害廃棄物処理実行計画」を策定して処理を行う体制を整えておく。また、市の能力では対処できない場合は、県への支援要請の判断を速やかに行えるようにしておく。

8-2	道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	--

(広域防災拠点施設整備)【再掲】

- 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する。

（災害ボランティアセンターの設立及び支援活動）

- 市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを災害時に速やかに設立できるよう、市と連携してマニュアル等を整備し、ボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う体制を整えておく。

（応援協定団体の受援体制の整備）【再掲】

- 協定先からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や受援計画等の策定を検討しておく。さらに、連携強化を図るための防災訓練に努める。

（派遣部隊の受け入れ態勢の整備）

- 自衛隊の派遣部隊・海上保安庁の実施部隊の任務が円滑に遂行できるよう、受け入れ態勢を整えておく。
- 自衛隊、海上保安部、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保しておく。

（救援物資等の受入れ体制の整備）

- 県、国に対する要請、各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受入れを迅速に行う体制を整えておく。

8-3

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（自主的な防災活動の推進）【再掲】

- 「自助」「共助」を基本とした地域の防災力を高めるため、住民主導の避難行動など、自主的な防災活動の推進に取り組む。

（地域防災拠点としての有効活用）【再掲】

- 各地域に残っている公共施設については、各地域のまちづくりや地域防災の拠点（中心施設）などとして有効活用を図る。

(販路拡大の取り組み)

- 次代を担う若手事業者を中心に、ものづくり塾の開講や流通販路拡大に取り組む。
- 新しい販路拡大のために通信販売を推進するとともに、従前の事業者（バイヤー）への売り込みなども実施し、販路の拡大に伴う地域経済の活性化を図る。

(各地域間等の連携強化)

- 災害時にも対応できるよう、各センター・コミュニティセンター等を拠点として、各地域間の交流等の連携を強化し、ネットワークを構築する。

(地域の連帯感の醸成)

- 市は平時より自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感、コミュニティの醸成を図る。

8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	----------------------------

(公図整理と応急仮設住宅建設可能地の把握)

- 地籍調査を行い、関連する公共事業や地震・津波発生時の復興事業等が円滑に行えるよう、地域の公図整理等を進める。
- 災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握しておく。

(広域防災拠点施設整備)【再掲】

- 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する。

(被災者用住居の確保と優先事項)

- 被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間の空家等を把握する体制の整備に努める。
- 応急仮設住宅として、市営住宅を初めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅確保することができない者のための住宅を確保し、あつせんする体制を整えておく。これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させるようにしておく。

(住宅関連情報の収集)

- 適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築しておく。

（被災住宅の応急修理）

- 尾鷲市建設業協会等と連携し、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理することで、早期の生活再建を促す体制を整えておく。

8-5

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（液状化危険度の把握）

- 地盤の液状化危険度調査を実施し、詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る。

（地盤改良等、液状化被害防止対策）

- 公共施設の設置に当たり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

8-6

被害調査や罹災証明の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態遅れる事態

（災害相談窓口の設置）

- 生活支援等の申込みや各種の相談、要望の聴取に対応するため、被災者のニーズにより災害相談窓口及び必要な要員を配置する体制を整えておく。相談窓口は、市役所のほか地区のセンター等に設置することとする。
- 相談要員は、市職員のほか、法律、福祉等の関係団体等に専門家の派遣を要請して配置する体制を整えておく。

（危険度判定実施体制の整備）

- 被災建築物応急危険度判定実施本部、または被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡し、併せて、被災者等への周知等判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定、または被災宅地危険度判定を実施する体制を整えておく。

（農林水産物の安定供給）【再掲】

- 農産物の生産者は高齢化が進行していることから、後継者や担い手の育成・支援に取り組むことにより、道路等のライフラインが分断された際でも、安定した食料の供給が可能な生産基盤の整備を進める。

（事業誘致等、新たな企業支援に向けた取組）

- 地域資源を活用した企業・事業誘致の推進をはじめ、新たな起業の支援に取り組む。
- 企業や事業誘致を進めることで、経営体力のある大手企業による雇用の安定化を図ると共に、地域資源や地元業者との連携等による地場産業の活性化を並行して進める。

（農業従事者の後継者対策）

- 農産物の生産者は高齢化が進行していることから、後継者や担い手の育成・支援に取り組むことにより、安定した食料の供給が可能な生産基盤の整備を進める。

（市内事業者への支援や地域産業の活性化への取り組み）

- 地域の特性を生かした事業・企業誘致、市内事業所への支援や企業支援を行い、経済活動の活発化、雇用創出や地域産業の活性化に取り組む。

（企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検促進）【再掲】

- 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める。

第5章 計画の推進と不断の見直し

本市の強靱化を着実に推進するため、PDCA サイクルを通じて、市国土強靱化地域計画の不断の点検・改善を行う。

1 計画の推進体制

市国土強靱化地域計画の推進に当たっては、全庁的な体制の下、取組を行うものとする。

さらには市だけでなく、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力・調整により取組を進める。

また、必要に応じて各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者における推進・検討体制等と連携を図る。

2 計画の進捗管理

市国土強靱化地域計画に基づく確実な取組を推進していくため、年度毎に関連事業等の進捗状況を把握していくものとする。進捗状況の把握においては、総合計画や実施計画等関連計画で行う事業評価（進捗管理）と連携しつつ、同時に、近年の自然災害や国・県の計画の見直し状況を確認し、それらとの整合を考慮する。

また、関連事業の進捗状況や各種取組結果、重要業績指標等を踏まえ、それぞれの所管課が中心となり、各種取組の見直しや改善等を行いながら事業を推進し、本市だけでは対応できない事項については、国、県、関係団体、民間事業者、市民等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図る。

3 計画の見直し

市国土強靱化地域計画については、現在取り組まれている施策の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、地域活性化、地方創生との連携・連動性の期待できるものとし、国の強靱化施策等の動向も踏まえて、随時、計画全体を見直し修正していくこととする。また、年度の進行管理を行う際には、必要に応じて、第4章「脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の取組方針」を中心に、計画を見直ししていくこととする。

さらに、市国土強靱化地域計画の見直しに当たっては、関係する他の計画等の修正による進捗状況に十分配慮し、見直し後の市国土強靱化地域計画を指針として他の計画等に適切に反映されるよう、市国土強靱化地域計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮し、整合を図っていくものとする。

【附属資料】脆弱性評価結果

（１）大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1	建物・交通施設・避難路等の複合的大規模倒壊・崩落による死傷者の発生
-----	-----------------------------------

（事前復興にも配慮した都市基盤整備の促進）

- 都市計画マスタープランに基づき、地域資源を活用するとともに、ユニバーサルデザインや南海トラフ地震などの事前復興にも配慮した都市基盤整備を進める必要がある。

（橋梁老朽化対策の推進）

- 道路・橋梁等の定期的な点検を実施するとともに、橋梁の耐震対策や長寿命化修繕計画に基づく老朽化対策について、順次進める必要がある。

（災害に強い都市施設づくりの推進）

- 市民の安全・安心のため「公共施設の耐震化に関する取組方針」に基づき、災害に強い都市施設づくりを進める必要がある。

（オープンスペースの確保）

- 宅地開発事業などで創出される公園・緑地、また過疎化により生じた空き地や廃校や休校となった小中学校の校庭なども活用しながら、憩いの場として身近なオープンスペースの確保に努め、災害時の避難場所としての利活用を図る必要がある。

（岸壁等港湾施設の整備）

- 重要港湾の指定を受けている尾鷲港は、岸壁等港湾施設の老朽化が進んでいることから、今後の南海トラフ地震に対応した耐震バースの整備とともに防災緑地の整備を急ぐ必要がある。

（避難行動計画の策定）

- 住民の防災対策への意識改革を促すとともに、災害時における避難行動計画の策定、要配慮者の支援体制を確立する必要がある。

（木造密集市街地における住宅の耐震化、補助）

- 地震に強いまちを形成するため、木造密集市街地の改善を図るとともに、市民の防災意識を啓発し、補助制度を活用しながら耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。
- 第一次緊急輸送道路の避難路沿道建築物に対する耐震診断に掛かる費用の補助を実施

する必要がある。また、一般の住宅については、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されるなど一定の要件を満たす木造住宅については、無料耐震診断や補強設計・補強工事に掛かる費用の補助を実施する必要がある。

（防災訓練の実施等）

- 地震・津波・土砂災害等を想定し、自主防災会、消防団、消防本部、警察署、防災関係機関等が参加する総合訓練を実施し、防災計画等を検証する必要がある。また、実施に当たっては、要配慮者、女性、事業所など多様な主体の参画促進に努める必要がある。
- 市災対本部の運営について職員の判断力の向上や行動計画の確認を行うため、地震・津波・土砂災害等を想定した図上訓練等を実施する必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

（公共施設の適切な維持管理・修繕・更新）

- 災害による倒壊・火災防止のため、公民館、図書館、小学校、中学校、子育て支援施設、保健・福祉施設、公営住宅、医療施設等は、適切な維持管理・修繕・更新を行う必要がある。

（休校の活用方法等の検討）

- 須賀利小、九鬼小、梶賀小、須賀利中、北輪内中は、休校となって長いことから、災害時の活用も含め、今後の活用方法、適切な維持管理あるいは取り壊しなどについて検討する必要がある。

（非構造部材等の耐震化）

- 屋内運動場や校舎等における天井材、外壁や内壁等の非構造部材等についても耐震化を図る必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

（自主的な防災活動の推進）

- 「自助」「共助」を基本とした地域の防災力を高めるため、住民主導の避難行動など、自主的な防災活動の推進に取り組む必要がある。

（津波発生時の避難地と周知の徹底）

- 津波発生時の避難地として、中村山公園などとともに、矢浜小学校や尾鷲中学校などの学校施設等を位置づけ、該当地域の住民に避難地や津波避難ビルの周知の徹底を図る必要がある。

（海岸保全施設の整備）

- 海岸部では、浸食や高潮防止対策として、防潮堤防等の海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

（津波避難ビルの指定等）

- 津波浸水予測図で浸水の可能性があると認められる地区で、高台等の避難場所がない地区について、ビル所有者との協定等による津波避難ビルの指定、津波避難施設の整備等を行う必要がある。

（避難誘導対策）

- 県の実施する避難誘導対策に沿って、市職員、消防団、住民による避難誘導対策を検討する。特に、津波による浸水が予想される地区では、地域の住民、自主防災会が主体となった避難となるよう指導、支援を行う必要がある。

（危険区域内の耐震基準を満たさない公共建築物の移転等）

- 津波浸水区域等の危険区域内にあり、かつ耐震基準を満たさない公共建築物について、耐震化のみでは十分な安全を確保できない場合は、危険区域外への移転、建替えを促進する必要がある。

（水門等の点検整備）

- 毎年定期的に、水門等の操作等に支障がないよう、点検整備を行う必要がある。

（災害対策施設の耐水性確保）【再掲】

- 市庁舎、防災倉庫その他の災害対策施設について浸水の危険性や施設・設備の機能性を点検し、必要な防災対策に努める必要がある。

1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
-----	-------------------------

（浸水被害の解消対策）

- 浸水機能や生態系にも配慮した総合的な治水対策とともに、二級河川北川、中川、矢ノ川などの河川改修、治水改修、治水事業、砂防事業などを促進し、浸水被害の解消を図る必要がある。

（一体的な排水計画の策定）

- 尾鷲地区の市街地や集落では内水被害による浸水履歴があるため、雨水排水対策と併せて一体的な排水計画の策定を進め、湛水防除事業などによる浸水地区の解消に努める必要がある。

（下水道の適切な維持管理・修繕・更新）

- 市が管理する下水道は、主として市街地における雨水の排水を目的として設置されたものであり、豪雨等による浸水被害の防止に寄与しているため、適切な維持管理、修繕、更新を行っていく必要がある。

（災害対策施設の耐水性確保）

- 市庁舎、防災倉庫その他の災害対策施設について浸水の危険性や施設・設備の機能性を点検し、必要な防災対策に努める必要がある。

（水害の情報収集体制）

- 災害時の浸水等の災害情報や水防活動等の対策情報並びに河川管理者の水位情報等をリアルタイムに共有する体制の整備に努める必要がある。

1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
-----	--

（ソフト対策も併せた土砂災害防止対策）

- 土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命を守るため、従来から実施してきた施設整備などのハード対策だけでなく、市の警戒避難体制を支援するシステムの整備や、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策を併せて推進する必要がある。

（土砂災害未然防止対策に係る施策）

- 山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区といった山地災害危険地区について、土砂流出防止、土砂崩壊防止及び水源かん養等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、山地に起因する災害の未然防止のため、計画的に事業を実施する必要がある。

（土砂災害警戒避難体制の整備）

- 土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める必要がある。
- 土砂災害ハザードマップの配布や標識板の設置等により、土砂災害危険箇所・区域の周知に努める必要がある。
- パトロールにより、異常現象の早期発見に努める必要がある。
- 危険地区ごとの危険雨量の設定に資する資料収集に努める必要がある。

（道路の土砂災害の防止）

- 管理道路について崩壊、落石等の危険箇所の防災対策を実施する必要がある。

1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
-----	-------------------------------

（要配慮者の支援体制確立）

- 災害時における避難行動計画を策定し、要配慮者の支援体制を確立する必要がある。

（迅速で正確な防災情報伝達手段の確保）

- 防災行政無線等の適切な運用管理などにより、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保する必要がある。

（防災行政無線難聴地域の解消）

- 尾鷲市防災センターを拠点として、正確な情報を的確に把握し、防災情報が迅速かつ正確に広く住民に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域の解消を図るとともに、緊急地震速報等の伝達方法を促進する必要がある。

（避難経路などの周知）

- 指定した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路について、ハザードマップ等により周知する必要がある。また、避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識

設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識の設置等により周知を図る必要がある。

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
-----	-------------------------------

(広域防災拠点施設整備)

- 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する必要がある。

(オープンスペースの確保)【再掲】

- 宅地開発事業などで創出される公園・緑地、また過疎化により生じた空き地や廃校や休校となった小中学校の校庭なども活用しながら、憩いの場として身近なオープンスペースの確保に努め、災害時の避難場所としての利活用を図る必要がある。

(広域応援体制の強化、資機材の充実)

- 災害時などの緊急時の応急給水対策を進め、近隣市町との広域応援体制の強化や応急給水用資機材の充実を図る必要がある。

(地域防災拠点としての有効活用)

- 各地域に残っている公共施設については、各地域のまちづくりや地域防災の拠点（中心施設）などとして有効活用を図る必要がある。

(緊急輸送ネットワークの確保)

- 緊急輸送活動のために確保すべき道路・港湾・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について定め、それらが発災時にも機能するよう関係機関に整備を要請する必要がある。
- 災害時の緊急物資等の海上輸送を確保するため、耐震バースや防災緑地づくりと大型船舶を係留できる大型公共岸壁づくりの促進など、港湾機能の充実・強化を図る必要がある。

(市の備蓄体制の確立)

- 公的備蓄と流通在庫備蓄との特徴を考慮して、必要な備蓄品目、必要数量、実施主体を明確にした調達計画を策定して備蓄する必要がある。備蓄に当たっては、孤立する

ことを考慮して各地区に分散して配備する体制を整える必要がある。

（事業者・団体等との協力体制の構築）

- 災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を推進する必要がある。また、救援物資等が大量に集積する場合を想定し、物資等の荷役・仕分け、搬送等に係る協力体制を構築する必要がある。

（市民等への備蓄の啓発）

- 市民に対して各家庭における発災後3日分以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄をするように啓発する必要がある。事業所に対しても、従業員及び来訪者等を含めた備蓄を啓発する必要がある。
- 自主防災会に対して、避難場所等に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する必要がある。

（応急給水・復旧のための体制整備）

- 応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保する必要がある。

（緊急輸送手段の確保）

- 大規模地震が発生した場合、災害応急対策活動に多くの活動要員、救援物資、応急復旧用資機材等を輸送する必要があるため、これらの要員、物資等の輸送手段を確保する必要がある。
- 県トラック協会紀北支部をはじめとする運送事業者等との緊急輸送に係る協定の締結を図る等、運送事業者等との連携が必要である。

2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
-----	----------------------

（広域防災拠点施設整備）【再掲】

- 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する必要がある。

（孤立する可能性のある地区の避難ルール作り）

- 孤立する可能性のある地区について、住民主導で避難マップを作成するなど、住民主導の避難ルール作りを支援する必要がある。

（孤立のおそれのある地区への航空輸送対策）

- ・臨時ヘリポートを孤立のおそれのある各地区に指定するとともに、災害時に有効に利用できるよう関係機関や住民等への周知を図る必要がある。また、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄する必要がある。

（孤立状態にある被災者への救援物資等の供給）

- 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する必要がある。

2-3

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（防災人材の育成と活用）

- 地域における防災活動を牽引する防災リーダーや防災ボランティアなどの人材を育成する必要がある。
- 地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図るとともに、自主防災会リーダーに対し、災害ボランティアコーディネーター養成講座への参画を促すなど防災人材の活用が必要である。

（応急手当講習の開催）

- 応・応急手当の方法等の講習を開催する必要がある。

（自主防災会への支援）

- 自主防災会が災害時に適切な活動に取り組めるよう、地域防災力向上補助金を交付するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う必要がある。
- 自主防災会が中心となった避難訓練について、関係機関との調整等の支援を実施する。また、折りたたみ式リヤカーや率先避難者用グッズ等防災資機材の自主防災会への配備を推進する必要がある。
- 自主防災会間のネットワーク化を図るため、尾鷲市自主防災会連絡協議会が実施する研修、訓練及び講演会等の開催を支援する必要がある。
- 新たに自主防災会の立上げの申請があった場合は、設立や補助金交付等の支援を行う。また、町内会に加入していない市民等に対して、自主防災会への参加を呼びかける必要がある。

（消防組織の充実）

- 消防本部、県及び消防団と連携し、市民の消防団への参加・協力を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施する必要がある。
- 消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める必要がある。
- 「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に沿って消防組織の整備充実を図る。また、減少傾向にある消防団員を補充・増強するため、消防団員確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充して資質の向上を図り、消防団の活性化を推進する必要がある。

（消防用施設等の整備充実）

- 消防施設は、災害発生時の救援・救急活動において重要な役割を果たす地域の防災拠点であるため、適切な維持管理・修繕・更新を行う必要がある。
- 消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する必要がある。
- 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る必要がある。

（救助・救急機能の強化）

- 災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る必要がある。
- 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発が必要である。

2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
-----	----------------------------

（医療・救護における優先供給の確保）

- 尾鷲総合病院の施設の耐震化を計画的に進めるとともに、水や燃料の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取り組みを進める必要がある。

（広域防災拠点施設整備）【再掲】

- 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する必要がある。

（備蓄及び資機材の整備）

- 各企業・事業所は、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める必要がある。

（帰宅困難者への対応）

- 旅館・ホテルや飲食店等の施設等を帰宅困難者の一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう宿泊事業者や尾鷲観光物産協会等と連携する必要がある。また、帰宅困難者に飲料水や道路情報等の提供場所や方法等を検討する必要がある。

（救急医療体制の堅持）

- 尾鷲総合病院において、関係機関との連携及び人材の育成や看護実習の受け入れ等を推進し、救急医療体制の堅持及び医師・看護師確保を進める必要がある。

（救護所設置候補地の事前指定）

- 尾鷲総合病院、紀北医師会等と協議して、災害時の救護所設置場所として、医療機関及び公共施設等を候補地として選定する必要がある。また、診療所をはじめとする民間医療機関の活用についても検討する必要がある。

（自主救護体制の確立）

- 医療救護班の編成・派遣について、尾鷲総合病院、紀北医師会等と協議し、自主救護体制の計画を定める必要がある。軽微な負傷者等に対しては、自主防災会等による応急救護に関する計画を定める必要がある。また、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める必要がある。

（救急搬送体制）

- 災害時の救急搬送について消防機関等との連携体制を整える必要がある。

（医薬品等の確保体制）

- 救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認する必要がある。

（医療に対する優先給水）

- 尾鷲総合病院、救護所設置場所等の重要施設に対して優先的に給水する必要がある。

2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
-----	----------------------

（家畜伝染病の予防）

- 三重県獣医師会紀州支部と協力して家畜伝染病の発生予防措置及びまん延防止措置に備えるほか、農業関係団体に対して必要な技術の伝達、指導を行う必要がある。

（避難者の健康管理）

- 避難者のインフルエンザ等の感染症、エコノミークラス症候群等の予防及び健康状態の管理を行うため、避難所に救護所を設置し、医療救護班による巡回を行う必要がある。
- 医療救護班については、紀北医師会、尾鷲歯科医師会、紀北薬剤師会等に要請して編成する必要がある。

（防疫活動）

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に、疫学調査及び健康診断予防対策、感染拡大の防止、臨時予防接種の実施又は実施指示、消毒及びねずみ昆虫等の駆除等を実施する体制を整える必要がある。

（食品衛生活動）

- 災害時の飲料水の汚染、食料品の腐敗等による食品から健康被害の発生を防止するため、必要に応じ、県が実施する食品衛生対策に協力する必要がある。

(3) 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

(防犯パトロール)

- 各関係機関との連携による防犯パトロールを行うとともに、市民による自主的な活動に対する支援を行う必要がある。

(防犯灯の整備)

- 市民ニーズに合わせた防犯灯の整備に努め、犯罪を未然に防止する環境を整備する必要がある。

(防犯委員の確保)

- 市民の防犯意識の高揚を図るため、啓発活動を行うとともに、防犯委員の確保に努める必要がある。

3-2 行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(災害に強い都市施設づくりの推進)【再掲】

- 市民の安全・安心のため「公共施設の耐震化に関する取組方針」に基づき、災害に強い都市施設づくりを進める必要がある。

(地域防災拠点としての有効活用)【再掲】

- 各地域に残っている公共施設については、各地域のまちづくりや地域防災の拠点（中心施設）などとして有効活用を図る必要がある。

(市職員における防災教育の徹底)

- 市職員が地震・津波に対する知識や災害対策要員としての的確な判断、行動ができるよう、職員研修などを利用して、防災教育の徹底を図るとともに、災害時の事務マニュアルを各担当で作成し、その内容について職員に周知徹底を図る必要がある。
- 市災対本部の運営について職員の判断力の向上や行動計画の確認を行うため、地震・津波・土砂災害等を想定した図上訓練等を実施する必要がある

（災害対策本部機能等の整備・充実）

- 三重県建築物耐震改修促進計画において防災拠点の指定を受けている本庁舎の耐震化を急ぎ整備する必要がある。
- 災害対策本部として機能を確保するために、庁舎の施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話等の通信手段の確保が必要である。
- 応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等、さらには、市職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の備蓄に努める必要がある。

（代替本部機能の確保）

- 本部が被災した場合の代替本部や、災害発生現場に近い地区のコミュニティセンター等を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制の検討が必要である。

（職員参集体制の整備・充実）

- 勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する必要がある。

（応援協定団体の受援体制の整備）

- 協定先からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や受援計画等の策定を検討しておく必要がある。さらに、連携強化を図るための防災訓練に努める必要がある。

（４）大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1	通信網の遮断による情報伝達機能
-----	-----------------

（迅速で正確な防災情報伝達手段の確保）【再掲】

- 防災行政無線等の適切な運用管理などにより、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保する必要がある。

（防災行政無線難聴地域の解消）【再掲】

- 尾鷲市防災センターを拠点として、正確な情報を的確に把握し、防災情報が迅速かつ正確に広く住民に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域の解消を図るとともに、緊急地震速報等の伝達方法を促進する必要がある。

（非常時の電源確保等、通信運用の確保）

- 災害時の停電対策として非常用発電機やバッテリーを設置し、非常時の通信の運用確保を図る必要がある。

（通信設備の優先利用手続き）

- 通信設備の優先利用（災害対策基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について最寄りの N T T 西日本等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める必要がある。

4-2	災害情報が必要な者に伝達できない事態
-----	--------------------

（迅速で正確な防災情報伝達手段の確保）【再掲】

- 防災行政無線等の適切な運用管理などにより、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保する必要がある。

（防災行政無線難聴地域の解消）【再掲】

- 尾鷲市防災センターを拠点として、正確な情報を的確に把握し、防災情報が迅速かつ正確に広く住民に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域の解消を図るとともに、緊急地震速報等の伝達方法を促進する必要がある。

（外国人支援）

- 外国人雇用企業、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認ができるようにする必要がある。また、県が設置する「みえ災害時多言語支援センター」による多言語での情報提供及び通訳の派遣、相談等の実施、その他の国際交流関係団体、N P O 等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める必要がある。

（５）大規模自然災害等発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断等による地元産業の生産力低下
-----	---------------------------

（農林水産物の安定供給）

- 災害時における食糧確保の観点から、平時より安定した農産物の供給体制を確保する

必要がある。

- 農地が市内各所に点在しており、災害発生時以降、陸路を利用した輸送手段が困難になる恐れがある。

（農商工等連携によるブランド化や地域食材の流通）

- 災害の影響による風評被害により、地場産品の販売や消費が落ち込む恐れがある。

（農商工等連携や6次産業化の推進）

- 災害時におけるライフラインの分断や、市場等の出荷先の活動停止等により、一次生産者の生産物がは販売できなくなることにより、消費しきれないものが廃棄処分され、所得の低下や離職に繋がる恐れがある。

（企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検促進）

- 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める必要がある。

5-2

エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検促進）【再掲】

- 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める必要がある。

（ライフライン関係機関との連携強化）

- ライフライン関係機関との連携体制を整備し、相互連携の強化を図る必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（火災予防に向けた周知・啓発）

- 火災予防に向けた周知・啓発や、事業所等の適切な指導、消火訓練等を行う必要がある。

（産業系施設の維持管理・修繕・更新）

- 産業系施設は、地場産業である農林業や水産業を保全・啓発していくために必要な施設であり、災害時における食糧確保の観点と、倒壊等による二次災害の発生を未然に防止するため、既存の農業用施設の計画的な維持管理を行う必要がある。

（自衛消防組織の充実強化）

- 市及び消防本部は、企業・事業所の自衛消防組織が行う防災訓練等の支援を行う必要がある。
- 災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める必要がある。
- 消防本部は、防火対象物の関係者に対し、防火管理者制度の徹底と結び付けて、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る必要がある。

（事業所施設の耐震化、二次災害防止対策の促進）

- 事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進める必要がある。

（防火管理者制度の徹底）

- 防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第8条第1項）について、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び予備、その他防火管理上必要な業務を行うよう指導する。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

（市内幹線道路整備の推進）

- 高規格道路や国道42号と連携し、円滑な交通網と防災対策に資する市内幹線道路の整備を進める必要がある。

（主要な防災軸の位置づけ）

- 多様な交流軸のなかで、近畿自動車道紀勢線、熊野尾鷲道路及び国道 42 号、311 号、425 号などについては主要な防災軸としても位置付ける必要がある。

（市内幹線道路のネットワーク構築）

- 都市計画道路を含む幹線道路網については、広域幹線道路と尾鷲市域、尾鷲地区と周辺集落、JR 尾鷲駅前広場のターミナル機能など本市の交通ネットワークのあり方を検討する必要がある。
- 救援活動や緊急物資輸送のルート確保等を考慮して、近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路と連携した市内幹線道路のネットワークの構築に努める必要がある。

5-5	食料等の安定供給の停滞
-----	--------------------

（農業従事者の後継者対策）

- 一次産業の従事者は高齢化が進行しており、災害時における食糧確保の観点から、平時より安定して農産物を確保できる供給体制を整備する必要がある。

（市の備蓄体制の確立）【再掲】

- 公的備蓄と流通在庫備蓄との特徴を考慮して、必要な備蓄品目、必要数量、実施主体を明確にした調達計画を策定して備蓄する必要がある。備蓄に当たっては、孤立することを考慮して各地区に分散して配備する体制を整える必要がある。

（事業者・団体等との協力体制の構築）【再掲】

- 災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を推進する必要がある。また、救援物資等が大量に集積する場合を想定し、物資等の荷役・仕分け、搬送等に係る協力体制を構築する必要がある。

（市民等への備蓄の啓発）【再掲】

- 市民に対して各家庭における発災後 3 日分以上、できれば 1 週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄をするように啓発する必要がある。事業所に対しても、従業員及び来訪者等を含めた備蓄を啓発する必要がある。
- 自主防災会に対して、避難場所等に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する必要がある。

（6）大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、こ

これらの早期復旧を図る

6-1

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

（企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検促進）【再掲】

- 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める必要がある。

（燃料の確保）

- 災害応急対策活動に必要な車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合に備え、県石油商業組合に加盟している販売所業者から確保する必要がある。また、炊き出し等に使用するプロパンガスの供給を、三重県紀北LPガス協議会に要請する必要がある。

（ライフライン関係機関との連携強化）【再掲】

- ライフライン関係機関との連携体制を整備し、相互連携の強化を図る必要がある。

6-2

上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道供給施設や体制の整備）

- 地震などの大規模災害に備えた水道供給施設や体制の整備が必要である。
- 水の安定供給、防災・漏水対策として水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、計画的な老朽管の布設替えを実施し、ポンプや電気機械など老朽化設備の計画的な更新を進める必要がある。

（各地区の実情に合わせた施設づくり）

- 個人設置型の合併処理浄化槽の促進を図る必要がある。

（水道施設の耐震設計及び耐震施工）

- 水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行う必要がある。

（水道施設の点検整備）

- 水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める必要がある。

（上水道施設における津波浸水対策の実施）

- 県の地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する必要がある。

6-3 ゴミ処理施設、し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止

（災害廃棄物処理における協力・応援体制の整備）

- 災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、尾鷲ブロック幹事として県と必要な調整を行い、広域的な協力体制の確保に努める必要がある。
- 震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する必要がある。

（廃棄物処置施設の災害対策）

- 尾鷲市清掃工場と尾鷲市クリーンセンターについて、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から災害対策を実施する必要がある。また、被害が生じた場合に備えて必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する必要がある。

（仮設トイレの確保）

- 断水したことにより水洗トイレが使用できない場合は、トイレの利用人数等を総合的に判断し、仮設トイレを避難所に設置する必要がある。また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する必要がある。

（し尿処理体制の整備）

- し尿の収集を可能な限り現有の体制で対応することとするが、必要に応じて浄化槽汚泥収集運搬業者に要請する必要がある。処理については尾鷲市クリーンセンターで行

う必要がある。

（生活ごみ等の処理）

- 被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理する必要がある。また、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する必要がある。

6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
-----	-------------------

（市街地と集落間交通ネットワークの強化）

- 防災拠点のある尾鷲地区の市街地と各集落との交通ネットワークの強化を図る必要がある。

（街づくりを考慮した総合的な道路の形成）

- ・市内の都市計画道路については、地域住民の理解と協力を得ながら、地域の活性化や都市防災、避難ルートなどの方針をふまえ、まちづくりを考慮した総合的な道路の形成を図る必要がある。

6-5	避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
-----	----------------------------

（企業・事業所との災害対応協定の締結）

- 企業の社会貢献活動の1つとして、市や自主防災会等が企業・事業所と協働で災害対応を行うことができるよう避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める必要がある。

（避難所運営マニュアル作成の支援、適切な運営管理）

- 「尾鷲市避難所運営マニュアル～災害時の避難所運営の手引き～」を活用して、県の「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を参考に、自主防災会、学校等と連携して指定避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成できるよう支援する必要がある。
- 避難所の運営及び管理に当たっては、避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に避

難所の管理体制、食料の配布、女性への配慮、生活環境の整備、健康管理、感染症対策、要配慮者への配慮、自宅での生活の継続、帰宅困難者、ペット同行避難、避難所外避難者対策に留意して、適切な管理を行う必要がある。

（避難所外避難者対策の推進）

- 車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する必要がある。
- ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める必要がある。

（福祉避難所の指定、協定の締結等）

- 要配慮者を収容するための福祉避難所を指定する必要がある。指定に当たっては、市の公共施設のほか、民間の施設も利用できるよう福祉事業者等との協定を締結する必要がある。
- 要配慮者に配慮したバリアフリー化や必要な資器材等の備蓄を推進する必要がある。
- 避難所に避難した要配慮者の生活支援のため、避難所内に専用スペースを指定するほか、障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、間仕切りなどの資機材を確保する必要がある。

（適切な機能を備えた施設の整備）

- 新たに建設する公共建築物については、避難所として利用することを考慮し、適切な機能を備えた施設を整備する必要がある。
- 既存の避難所についても同様に適切な機能を備えた施設を整備する必要がある

（７）制御不能な二次災害を発生させない

7-1	市街地での大規模火災の発生
-----	---------------

（木造密集市街地における住宅の耐震化、補助）【再掲】

- 地震に強いまちを形成するため、木造密集市街地の改善を図るとともに、市民の防災意識を啓発し、補助制度を活用しながら耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。
- 第一次緊急輸送道路の避難路沿道建築物に対する耐震診断に掛かる費用の補助を実施する必要がある。また、一般の住宅については、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されるなど一定の要件を満たす木造住宅については、無料耐震診断や補強設計・補強工事

に掛かる費用の補助を実施する必要がある。

（木造密集市街地における災害時避難ルートや防災施設の整備）

- 木造密集市街地においては、沿道建物の耐震化を進めるとともに、災害時の避難ルートの確保が必要である。
- 地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難場所、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備する必要がある

（住宅防火対策の推進）

- 消防本部は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱指導、住宅防火啓発活動等を推進する必要がある。

7-2	沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
-----	--------------------------------

（道路沿道建築物の耐震性確保）

- 地震発生時の円滑な避難、救急・消防活動の実施のため、重要な道路の沿道にある一定の建築物については、耐震診断を義務化し、対策を促進する必要がある
- 病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として三重県建築物耐震改修促進計画で指定された道路沿道の特定建築物については、耐震性の確保を図るよう指導する必要がある。

（ブロック塀についての啓発）

- ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について啓発を行う必要がある。

7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
-----	--------------------------------

（各地区の実情に合わせた施設づくり）【再掲】

- 個人設置型の合併処理浄化槽の促進を図る必要がある。

（防災施設整備の促進）

- 市街地や集落では、消防水利施設の整備や浸水被害防止のためのポンプ施設等の防災施設の整備を促進する必要がある。

（消防用水の確保）

- 地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組合せによる水利の多元化を推進する必要がある。

（水防の応急復旧対策）

- 堤防等が決壊したときは、水防管理者、消防本部は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、排水等を行う体制を整える必要がある。また、施設管理者は、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

（危険物対策の実施）

- 危険物施設に対し、消防法に基づき危険物対策を実施する必要がある。

（危険物施設等の保全対策）

- 大規模地震発生による危険物施設、高压ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止するため、あらかじめ危険物施設等の保全に努める必要がある。

（海上の危険物対策）

- 地震時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置をとるとともに、危険物等の漏えいにより、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農地の保全と活用）

- 災害時における食糧確保の観点から、平時より安定した農産物の供給体制を確保する必要があるため、耕作放棄地対策に取り組み、農地の保全と活用を図る必要がある。

（農業用施設の計画的な有効活用）

- 災害時における食糧確保の観点と、倒壊等による二次災害の発生を未然に防止するため、既存の農業用施設の維持管理を行う必要がある。

（公益的機能の維持向上と災害に強い森づくり）

- 林道整備を実施し、山林所有者の施業意欲の向上を図ることで、森林の持つ公益的機能の維持向上を図る必要がある。
- 市民の森林への関心を高めることで森林保全へとつなげ、災害に強い森林づくりを進める必要がある。

（林道などの基盤整備）

- 林道などの基盤整備をすることにより、森林施業にかかる経営経費の削減を図る必要がある。

7-6	風評被害等による市内経済等への甚大な影響
-----	-----------------------------

（農産物のブランド化推進など農業振興）

- 災害の影響による風評被害により、地場産品の販売や消費が落ち込む恐れがある。

（８）大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
-----	---

（災害廃棄物の仮置き場候補地選定）

- 災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定する必要がある。

（廃棄物対策）

- 道路関係障害物の除去、河川関係障害物の除去、住宅関係障害物の除去を行い、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する必要がある。

（災害廃棄物の処理）

- 災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「災害廃棄物処理実行計画」を策定して処理を行う必要がある。また、市の能力では対処できない場合は、県への支援要請の判断を速やかに行う必要がある。

8-2

道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（広域防災拠点施設整備）【再掲】

- 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する必要がある。

（災害ボランティアセンターの設立及び支援活動）

- 市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを災害時に速やかに設立できるよう、市と連携してマニュアル等を整備し、ボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る必要がある。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う必要がある。

（応援協定団体の受援体制の整備）

- 協定先からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や受援計画等の策定を検討しておく必要がある。さらに、連携強化を図るための防災訓練に努める必要がある。

（派遣部隊の受け入れ態勢の整備）

- 自衛隊の派遣部隊・海上保安庁の実施部隊の任務が円滑に遂行できるよう、受け入れ態勢を整える必要がある
- 自衛隊、海上保安部、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する必要がある。

（救援物資等の受入れ体制の整備）

- 県、国に対する要請、各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受入れを迅速に行う必要がある。

（自主的な防災活動の推進）【再掲】

- 「自助」「共助」を基本とした地域の防災力を高めるため、住民主導の避難行動など、自主的な防災活動の推進に取り組む必要がある。

（地域防災拠点としての有効活用）【再掲】

- 各地域に残っている公共施設については、各地域のまちづくりや地域防災の拠点（中心施設）などとして有効活用を図る必要がある。

（販路拡大の取り組み）

- 地場製品の販路拡大に関しては、コロナ禍に対応した通信販売などの非対面式を取り入れる一方で、これまで実施してきた県内外への販路を拡大する必要がある。
- 一次産業の従事者は高齢化が進行しており、災害時における食糧確保の観点から、平時より安定して農産物を確保できる供給体制を整備する必要がある。

（各地域間等の連携強化）

- 災害時にも対応できるよう、各センター・コミュニティセンター等を拠点として、各地域間の交流等の連携を強化し、ネットワークを構築する必要がある。

（地域の連帯感の醸成）

- 市は平時より自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感、コミュニティの醸成を図る必要がある。

（公図整理と応急仮設住宅建設可能地の把握）

- 地籍調査を行い、関連する公共事業や地震・津波発生時の復興事業等が円滑に行えるよう、地域の公図整理等を進める必要がある。
- 災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する必要がある。

（広域防災拠点施設整備）【再掲】

- 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する必要がある。

（被災者用住居の確保と優先事項）

- 被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間の空家等を把握する体制の整備に努める必要がある。
- 応急仮設住宅として、市営住宅を初めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする体制を整えておく必要がある。これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる必要がある。

（住宅関連情報の収集）

- 適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握する必要がある。

（被災住宅の応急修理）

- 尾鷲市建設業協会等と連携し、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理することで、早期の生活再建を促す必要がある。

8-5

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（液状化危険度の把握）

- 地盤の液状化危険度調査を実施し、詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る必要がある。

（地盤改良等、液状化被害防止対策）

- 公共施設の設置に当たり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たっては関係機関と十分な連絡・調整を図る必要がある。

8-6

被害調査や罹災証明の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態遅れる事態

（災害相談窓口の設置）

- 生活支援等の申込みや各種の相談、要望の聴取に対応するため、被災者のニーズにより災害相談窓口及び必要な要員を配置する必要がある。相談窓口は、市役所のほか地区のセンター等に設置する必要がある。
- 相談要員は、市職員のほか、法律、福祉等の関係団体等に専門家の派遣を要請して配置する必要がある。

（危険度判定実施体制の整備）

- 被災建築物応急危険度判定実施本部、または被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡し、併せて、被災者等への周知等判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定、または被災宅地危険度判定を実施する必要がある。

8-7

事業継続、再開に必要な人的資源、資金の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

（農林水産物の安定供給）【再掲】

- 災害時における食糧確保の観点から、平時より安定した農産物の供給体制を確保する必要がある。
- 農地が市内各所に点在しており、災害発生時以降、陸路を利用した輸送手段が困難になる恐れがある。

（事業誘致等、新たな企業支援に向けた取組）

- 地元業者の大半が中小企業であるため、災害発生以降に売り上げが大きく減少する等の理由により、失業者が増加する恐れがある。

（農業従事者の後継者対策）

- 一次産業の従事者は高齢化が進行しており、災害時における食糧確保の観点から、平時より安定して農産物を確保できる供給体制を整備する必要がある。

（市内事業者への支援や地域産業の活性化への取り組み）

- 地域の特性を生かした事業・企業誘致、市内事業所への支援や企業支援を行い、経済活動の活発化、雇用創出や地域産業の活性化に取り組む必要がある。

- 地元業者の大半が中小企業であるため、災害発生以降に売り上げが大きく減少する等の理由により、失業者が増加する恐れがある。

（企業・事業所の防災計画、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・点検促進）【再掲】

- 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたＢＣＰの策定・点検の促進に努める必要がある。

尾鷲市国土強靱化地域計画

編集・発行：尾鷲市政策調整課

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町 10 番 43 号

TEL:0597-23-8134 FAX:0597-22-2111

発行年月：令和 3 年 3 月